

午後 1 時56分 開会

○事務局（岩橋） お疲れさまです。定刻より約5分ほど早うございますけれども、委員の皆様おそろいですので、早めに始めさせていただきたいと思います。

私は本日司会をさせていただきます佐賀県まちづくり課の岩橋と申します。よろしくお願ひします。

ただいまから第150回佐賀県都市計画審議会を開催いたします。

本日は委員18名中14名の委員の皆様にお出立をいただいておりますので、佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例第5条第2項の規定である委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上の出席に基づき、この会議が有効に成立をしておりますことを御報告いたします。

本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

それでは最初に、まちづくり課長の天本より御挨拶を申し上げます。

○課長（天本） 皆様こんにちは。佐賀県まちづくり課長の天本でございます。第150回佐賀県都市計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出立いただきまして誠にありがとうございます。また、今回改選で就任いただいた委員の皆様におかれましても、お忙しい中、お引受けいただきまして大変ありがとうございます。

また、日頃から本県の都市計画行政の推進に御尽力いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本審議会は、都市計画法第77条におきまして、都道府県知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査、審議する機関となっております。

今回御審議いただく諮問事項といたしましては、武雄都市計画区域における整備、開発及び保全の方針の変更となっております。

委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（岩橋） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。

まず、クリップ止めをしております配付資料、まず、配付資料一覧、会議次第、資料1の本審議会委員名簿、資料2の前の第149回審議会議決事項経過、資料3の本日の各

議案の説明用スライド資料でございます。

また、議案書、議案用附図については事前に郵送で配付させていただいております。本日御持参されていない方がいらっしゃれば、予備がございますので、お知らせください。

お手元に資料のほうはおそろいでしょうか。

それでは次に、卓上マイクの使い方について御説明をさせていただきます。

発言の際はこちらの卓上マイクの真ん中にボタンがございますけれども、こちらのボタンを押していただくと、マイクのところが赤色にランプしますので、その後に御発言をいただければと思います。終わられましたら、再度真ん中の緑色のボタンのほうを押してお切りください。

マイクの説明については以上になります。

それでは、本日の審議会の進行についてですが、佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例第5条第2項により、会長に議長を務めていただくこととなっておりますので、猪八重会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。猪八重会長様、どうぞよろしくお願いいたします。

○猪八重会長 それでは最初に、議事録署名委員を決めておきたいと思います。本日は福島委員と古館委員のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から委員の御紹介をお願いいたします。

○事務局（石川） 佐賀県まちづくり課、石川と申します。

お手元にお配りしております資料1の佐賀県都市計画審議会委員名簿を御覧ください。

今回、新たに9名の委員に御就任いただいております。グレーの網かけの方が新たに就任された委員となります。

新たに御就任されましたのは、佐賀大学講師・三島悠一郎様、佐賀県議会議員・留守茂幸様、佐賀県議会議員・土井敏行様、佐賀県議会議員・下田寛様、佐賀県議会議員・武藤明美様、佐賀財務事務所長・伊福昌尚様、九州農政局長・北林英一郎様、九州運輸局交通政策部交通企画課長・鈴木貴大様、九州地方整備局長・森戸義貴様、以上9名の方に御就任いただいております。

また、佐賀県バス・タクシー協会の江上委員様が退任されたため、新たに委員を御推薦いただき、現在、就任手続中でございます。

このほか、本日、御公務の都合で佐賀財務事務所長・伊福昌尚様の代理として佐賀財務事務所管財課長・大塚さおり様、九州農政局長・北林英一郎様の代理として九州農政局農村振興部農村計画課長・内田耕吉様、九州運輸局交通政策部交通企画課長・鈴木貴大様の代理として佐賀運輸支局首席運輸企画専門官の牟田嘉伊座様、九州地方整備局長・森戸義貴様の代理として佐賀国道事務所副所長・松永鉄治様にそれぞれ御出席いただいております。

以上で委員の紹介を終わります。

○猪八重会長　続きます、前回、令和5年3月23日に開催されました第149回の審議会で議決されました事項のその後の事務処理につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（石川）　それでは、前回、第149回佐賀県都市計画審議会の議決事項とその後の事務処理状況について御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

前回、令和5年3月23日に開催された第149回の審議会に諮問させていただいた議案は、建築基準法第52条第1項第8号に基づく容積率の変更1件でした。慎重に御審議いただき、支障なしと議決されたところでございます。

答申を受けまして、建築住宅課から令和5年4月28日に告示し、令和5年5月1日から適用されております。

以上で説明を終わります。

○猪八重会長　それでは、ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○猪八重会長　別にないようでございますので、報告事項は御了承いただいたことにいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

今回、知事から諮問されました案件は1件でございます。

本日の審議を公開するかどうかについては、事前に各委員の皆さんに照会していましたが、非公開にすることが好ましいという御意見はございませんでしたので、公開で審議を行います。

それでは、第1号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山口） 佐賀県まちづくり課計画担当の係長をしております山口と申します。

それでは、私のほうから武雄都市計画区域マスタープランの変更についてスライドのほうで説明をさせていただきたいと思います。また、お手元に新旧対照表のほうもお配りしておりますので、こちらのほうも御参考させていただきたいと思います。

まず、マスタープランの説明に入る前に、都市計画とは何かについて簡単に御説明させていただきます。

都市計画とは、都市計画法第4条により都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画ということにされております。

さらに、土地区画整理事業などの市街地開発事業におけることなど、大きく3つに分けられております。そちらに基づく基本的な方針を固めることが都市計画のマスタープランということになっております。

次に、都市計画マスタープランの位置づけについて御説明いたします。

都市計画マスタープランは、国などが策定する国土のグランドデザインなど、国の関連上位計画を踏まえて作成するものとなります。また、都市計画マスタープランには県が定める都市計画区域マスタープランと市町村が作成する市町村都市計画マスタープランの2つの種類がございます。

県が定める都市計画区域マスタープランは、地域における都市の位置づけや隣接する都市との関係などを踏まえ、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとなっております。

市町村が定める市町村都市計画マスタープランについては、こちらは県が策定する都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、より地域に密着した見地からまちづくり全体の構想や地域別構想を定めたものとなっております。

続きまして、都市計画区域マスタープランとは、正式には都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と呼ばれております。こちらは都市計画法第6条の2におきまして、都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとするということになっておりまして、その内容といたしましては、都市計画

の目標、次に、区域区分、いわゆる線引き決定の有無、3番目に、主要な都市計画の決定方針を定めるものとなっております。今回もこの3つの流れに沿って説明をさせていただきたいと思っております。

マスタープランの説明に入る前に、現在の武雄市を取り巻く状況を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

武雄市の総人口につきましては、1995年の約5万5,000人をピークに減少に転じているところでございます。その後、2020年には4万7,000人、そして、2040年には3万9,000人まで減少することが見込まれております。また、高齢化率についても年々上昇が続いており、2040年には37.9%となることを見込まれているところでございます。

次に、武雄市の防災状況についてですけれども、武雄市のハザード状況では、六角川流域である市の東側が洪水浸水想定区域となっており、武雄温泉駅や高橋駅周辺も洪水浸水想定区域に含まれております。また、市全域に土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が広く分布しているような状況となっております。

これは令和3年8月の豪雨時の浸水範囲となっております。浸水範囲は約5,400ヘクタールが浸水している状況で、住宅等の浸水被害は約1,762件、土砂災害が22件、社会福祉施設等が17施設の被害が発生しているような状況となっております。

次に、現在の区域マス策定以降、これは平成24年度に現在の区域マスが策定されておるんですが、その後の土地利用や都市施設の整備、市街地開発の実施状況です。御存知のとおり、九州新幹線西九州ルートをはじめ、武雄温泉駅前周辺の整備とか、あと、蔦屋書店とコラボされた図書館、あと、国道34号武雄バイパス整備などが現在進められているところでございます。

もう少し具体的に武雄市のプロジェクトについて御紹介したいと思います。

御存じのとおり、昨年9月23日に九州新幹線がオープンしました。それに併せて、武雄温泉駅の南口等の整備も進められて、完成をしているところでございます。また、国道34号のバイパス事業についても現在整備を進められているところであります。また、先ほど紹介しました図書館につきましても、整備された後、利用者が約3倍に伸びているような状況でございます。

以上の武雄市の現状を踏まえまして、今回のマスタープランの見直しの視点を4点にまとめております。

1点目としましては、社会経済情勢の変化への対応というところで、人口減少や超高齢化社会に対応した持続可能な都市づくりに向けた集約型都市構造の実現、これはコンパクトな市街地の形成と、それを結ぶ公共交通の機能維持と活用というところを挙げております。

2点目としましては、災害への対応、先ほども御紹介したとおり、武雄市では令和元年や3年に大きな浸水被害が発生しております。こういったことを受けまして、流域治水の理念に基づく災害に強いまちづくりというところを視点として挙げております。

さらに3点目としましては、区域周辺におけるプロジェクトの進行への対応。先ほど御紹介した新幹線とか駅前周辺等の整備、その辺の対応と。

4点目には、上位計画との整合性を図ることを視点として挙げております。

今申し上げました見直しの視点につきまして、少し詳細に2点御紹介したいと思っております。

大きな視点として、先ほど御紹介したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりということで、今後、人口減少、高齢化が進むと、医療、商業等の生活サービス施設や公共交通施設を維持することが困難になることが想定されます。そのため、高齢者でも出歩きやすく、健康、快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、また、財政面、経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを目指して、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要となってきます。

こちらは具体的なイメージ図なんですけれども、例えば、駅を中心拠点施設と設定して、この周辺に医療や福祉などの生活の都市機能を誘導し、その周辺の地域拠点につきましては公共ネットワークで接続すると、結ぶというようなコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりというのが今後重要となってまいります。

続いて、災害に強いまちづくり、こちら武雄市のほうで災害が起きているということ踏まえまして、河川改修などの加速化に加え、既存の施設を利用したり、こちらに書いておりますけれども、ため池の整備とか、ため池の利活用とか、利水ダム等の利用、また、田んぼダムとか、そういったものも今進められておりますけれども、そういったことやリスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫なども含め、関係者との協議により流域全体で総合的な対策を実施する流域治水への転換が進められております。

このコンパクト・プラス・ネットワークと流域治水というものが今回のマスタープランの大きな改定のポイントと考えております。

次に、都市計画区域マスタープランの中身に入っていきたいと思えます。

まず、都市計画区域マスタープランに定める事項の一つとして、都市計画の目標というものがああります。

都市づくりの課題を整理しておりますけれども、現在の計画の中ではこの課題というものを設定しておりませんでした。それについて、今回の計画では課題を明らかにし、それに対応した基本理念と整備の基本方向ということで位置づけをしております。

都市づくりの基本理念と整備の基本方向について少し具体的に説明をさせていただきます。

A、1つ目として、西九州のハブ都市として多様な交流を促進するまちとして、西九州の玄関口として広域交流拠点の形成、魅力あふれたまちを目指すことを挙げております。

続いて、Bとして、こちらは現計画からの変更点となりますけれども、幹線道路網へのアクセス利便性を活かし、地域産業が創造され、活力にあふれたまちを目指すということを基本方向としております。

続いて、3つ目のCになりますけれども、多様な資源を守り産業・観光に活かすまちということで、武雄温泉や豊かな自然的環境、文化資源の適切な保全、産業資源や観光資源として活用するまちを目指すこととしております。

続いて、4番目、Dになりますけれども、自然的環境と調和し福祉や健康に配慮した良好な居住環境を提供するまちということで挙げております。

最後に、E、5番目となりますけれども、こちらも今回新しく設定した項目となります。災害に強く安全で安心して暮らせるまちということで、災害に備えた防災・減災対策の推進、災害リスクを踏まえた土地利用のコントロールによる安全な市街地の形成や、ソフト施策による対応を含めて災害に強いまちづくりを推進するということで、この5つの基本理念と整備の基本方向ということで位置づけをしております。

続いて、集約拠点地区の市街地像ということで具体的に説明をしていきたいと思えます。

こちらは、ちょっと分かりにくいんですけれども、武雄市内における都市計画区域を

示した図となります。こちらが武雄温泉駅で、こちらが佐賀市方面、こちらが佐世保市方面ということで、都市計画区域を表しております。この中で、武雄都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区、集約拠点地区を設定します。具体的にはJR武雄温泉駅周辺の武雄市中心部を地域拠点地区、三間坂周辺の山内地区を集落・近隣生活拠点地区、北方地区も同じく集落・近隣生活拠点地区として設定するというようにしております。

今までは山内と北方については同じような拠点ということで設定をしておりましたが、今回の計画では、山内地区においては交流、情報発信などの地域振興や観光関連施設等の集積を促進すること、また、北方地区については、インター等が近いということもございまして、交通利便性を活かした物流施設等の立地を促進するというようなところで、おのおの特徴を活かす設定としております。

続いて、区域マスに定める2つ目の事項として、区域区分についてです。

区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けることをいいます。そこで、市街化区域とは、既に市街地を形成しており、また、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と。それと、市街化調整区域とは、逆に市街化を抑制すべき区域ということになっております。

佐賀県内では、この区域区分がなされているのは佐賀市と鳥栖市、基山町のみということになっております。

本区域につきましては、用途地域が設定されており、一定のまとまりのある市街地が形成されていること、また、平野部などには農用地区域などが定められており、市街地が無秩序に拡大していく可能性が低いこと、また、現在も区域区分を行われておりませんので、引き続き本区域については区域区分を行わないというところで設定をしております。

続いて、都市計画区域マスタープランに定める3つ目の事項である主要な都市計画の決定方針について説明させていただきます。

まず、土地利用の基本方針として、都市サービス機能の集積の維持、まちなかへの居住誘導によるコンパクトな市街地の形成、災害リスクを踏まえた土地利用のコントロールによる安全な市街地を形成することを土地利用の基本方針というところで設定をしております。

次に、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針に係る市街地の土地利用の方針として、令和5年3月に策定された立地適正化計画に基づいた検討を行うことが現在の計画からの大きな変更点ということになります。

次に、こちらは先ほどお示した都市計画区域の図なんですけれども、具体的に各地域を商業・業務地、工業地・流通業務地、住宅地として設定をしております。

具体的な各地区の概要について簡単に御説明をさせていただきます。

まず、①のJR武雄温泉駅周辺、こちらは商業・業務地及び住宅地として設定をしておりますけれども、駅北側につきましては、空き店舗などの既存ストックも有効活用した既存商店街の再構築に向けた商業空間の形成を図ることとし、住宅地につきましては、歴史的街並みを活かしながら、良好な居住空間を維持し、充実した住宅地を形成するというようにしております。

また、同じく駅南側につきましては、北側と一体となって歩きたくなるまちなかを形成し、商業施設周辺には住民の生活利便性を向上する商業機能の維持、強化を図ることとし、住宅地につきましては、街路などの都市基盤を活かしながら、近隣商業施設などと調和した魅力ある中低層住宅地の形成を図ることとしております。

次に、2つ目の東部市街地地区というところで、こちらは市役所から東側のほう、国道34号武雄バイパス周辺の東部市街地地区についてです。こちらを商業・業務地と位置づけまして、バイパス整備によりアクセス性が向上し、主に自動車利用による沿道型の商業施設の適切な立地、誘導を図ることとしております。

既に御存じの方も多いと思いますが、こちらのバイパス沿道につきましては、商業施設が既にこのような状況で建ち並んでおります。洋服屋さんや靴屋さんとか薬局、パチンコ店、ホームセンター等が現在多く建ち並んでいるような状況となっております。

次、3つ目、三間坂駅周辺地区につきましては、こちらの三間坂駅周辺の山内地区は集落・近隣生活拠点地区としても位置づけられており、市民サービスセンター山内、山内公民館、神村学園高等部、さらには山内中央公園といったものが位置しているようなところになっております。このような公共施設等の集積を活かしながら、用途地域の指定による適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域住民の活動、交流の場となる市街地の形成を図ることとしております。

次、4番目、こちらは北方町の国道34号沿道付近になります。こちらの北方地区につ

いても、集落・近隣生活拠点地区として位置づけており、周辺には公民館、市民サービスセンター北方などが位置づいております。国道34号沿いにはホームセンターやドラッグストア、あと、有名な井手ちゃんぼん等も立地しており、近隣住民の日常生活を支援する商業地の形成、公共公益機能を有する市街地の形成を図ることとしております。

次、こちらの5番目に記しております武雄北方インター周辺や武雄ジャンクション周辺は工業地・流通業務地として位置づけておりますけれども、武雄北方インター近くの武雄北方工業団地につきましては既に完売状況となっております。また、武雄北方インター周辺、こちらになりますけれども、こちらにつきましては一部工場等が既に建設をされておりますけれども、用途地域を設定することにより交通利便性を活かした物流施設等の立地を促進することとしております。

また、武雄ジャンクション、こちらになりますけれども、近接している武雄川登工業団地につきましては現在整備が進められており、引き続き整備を推進するというようにしております。

最後に、用途地域以外における一般的な住宅地については、こちらに記載しておりますけれども、空き家の適正な管理や住まい方の工夫による災害に強い地域へ誘導していくというところを位置づけております。

今御説明したのが主に市街地に関することでしたけれども、次は市街地外の土地利用の方針というところで、農地、集落等については、主に六角川沿川に広がる農地、そういったところにつきましては、多面的な機能を有する場として、こちらは田んぼダムの状況ですけれども、令和4年度は164ヘクタールでしたが、令和5年度には192ヘクタールというところで、武雄市の田んぼダムの取組も推進されているような状況になっております。

さらに、森林等につきましては、急傾斜地など災害発生のおそれのある箇所については市街地を抑制し、特徴的な自然環境を構成する市街地周辺の御船山などを保全し活用するというように位置づけております。

続いて、都市施設、こちらは道路や河川ということになりますけれども、こちらの都市計画の決定方針について御説明したいと思います。

武雄市には長崎自動車道と西九州自動車道が縦につながっております。また、東西方向には国道34号や35号、また、南北方向には国道498号により道路網の骨格が形成されて

いるような状況となっております。

交通施設についての基本方針は、こちらに記載しておりますけれども、周辺都市との多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成すること、災害時の避難路や道路ネットワークの多重性、代替性を確保すること、拠点間、周辺集落を結ぶ公共交通網を充実させることとしております。具体的には各路線の整備を推進することを位置づけております。赤字で示しているものが今回新しく位置づけた路線となります。

続きまして、公共交通として今回新しく設定したこと、コンパクト・プラス・ネットワークのネットワークに該当するような部分になるんですけども、武雄市ではJR佐世保線がほぼ市内中央部を横断しており、佐賀、博多方面、佐世保方面を結んでいるような状況となっております。また、令和4年9月には新幹線が開業し、長崎方面へのアクセスも可能となっております。また、武雄温泉駅を中心として放射線状に路線バスが運行しておりまして、武内地区、山内地区、若木地区、北方地区の4地区ではみんなのバスというコミュニティバスを運行しておりまして、さらに、西川登地区、こちらの南のほうにおいては自主運行バスが地域、市民の日常を支えているというような状況となっております。

このような現状を活かして、公共交通については、路線バスやコミュニティバスなどを活用して、周辺市町や地域内の交流、回遊を支えるとともに、市民生活に不可欠な移動手段として地域の実情に応じた多様な交通サービス、公共交通ネットワークの形成を図ることとしております。

こちらは参考資料となりますけれども、武雄市が策定しております地域公共交通網形成計画に記載されている取組について一部抜粋したものになります。武雄市における地域公共交通に関する新しい技術、そういったものを活用するイメージといたしまして、AIオンデマンド交通や自動運転、グリーンスローモビリティなど、そういったものが取り上げられております。また、ユニバーサルデザインを取り入れたり、乗り継ぎしやすい環境を整えるために、時刻表や看板、そういったものの工夫を行うことも掲載されているところです。

続きまして、河川の整備方針について御説明させていただきます。

河川流域が本来有している保水機能の保全、河川改修事業等による河川整備を図るなど、流域全体を視野に入れ、水害に強いまちづくりに向けた総合的な治水対策を図るこ

とを基本としております。

また、先ほども御説明しましたとおり、流域治水というものがこれから重要な考え方となってきましたけれども、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、具体的には先ほど御紹介しました田んぼダム等もございますけれども、こちらは参考に挙げておりますけれども、令和5年6月に武雄市にある焼米ため池の事前放流施設が完成しております。こういったもので洪水が来る前に事前にため池の水位を下げて、治水容量を確保するといった取組が進められております。

続いて、下水道についての整備方針につきまして、地域の状況に応じて公共下水道や農業集落排水事業、浄化槽を適切に組み合わせながら整備を推進するとともに、適切な維持管理や計画的な更新を図ることを基本方針としております。

続いて、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針につきまして、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うために立地適正化計画制度、地区計画制度の活用により計画的な市街地形成を図ることとしております。こちらの立地適正化計画につきましては、武雄市のほうで令和5年、今年3月に策定をされているような状況になっております。

最後に、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針というところで、公園、緑地等を自然との触れ合いや住民の身近なレクリエーションの場などとして、整備水準の向上、施設の適切な維持管理により防災性、生活利便性を向上することを位置づけております。また、区域南部において新しい野球場がオープンしたり、白岩体育館も新しく改築をされております。こういった機能の更新、充実を図るとともに、防災公園としての機能の充実を図ることとしております。

最後に、今までの経緯と今後のスケジュールについて簡単に御説明させていただきます。

原案の作成を今年2月に行いまして、地元説明会を3月に行っております。その後、公聴会を開催の予定でしたけれども、公述申出がなかったために公聴会は中止としております。その後、関係市である武雄市さんへの意見聴取を行い、案の公告縦覧を6月に行っております。本日、都市計画審議会にお諮りいたしまして、9月に決定ができればというふうに考えているところでございます。

長くなりましたけれども、以上で説明のほうを終わりたいと思います。御清聴いただ

きありがとうございました。

○猪八重会長　それでは、ただいま第1号議案の説明がございましたが、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○武藤委員　よろしいでしょうか。

○猪八重会長　よろしく願いいたします。

○武藤委員　武藤と申します。幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

御説明があつて、どのページと言つたらいいのかなと思ひながらも、全体が分かりやすいのは14ページかなと思ひますので、それでちょっと質問をさせていただきます。

武雄市が新しい計画をつくっていくという中で、災害がすごくひどかったということ絶対に忘れるわけにはいかないと思ひますけど、例えば、新武雄病院にしても、それから消防施設にしても、すごく立派なものがあるんだけど、あの辺は以前から水害が言われていて、けどもそこに造られてしまった。そういう中で、つい最近、私あの辺を歩いて気がついたんですけど、道路を少し斜めに下げて、そして、側溝が、そこに水が集まるような形で工事をされているというのに気づきました。やはりそういう再工事などをしなきゃならないようになっている現実というのが、令和元年や令和3年に被害を被った経験からそういう形になっているんだろうと思ひますね。これはやはり武雄市さんのほうで、かねてから水害が心配されるところに主要な施設、病院だとか、それから大事な消防施設だとかを造ったことについての反省というのがないといけないうじゃないかなというふうにも思ひております。それについてはどういうふうに、市のほうとしては受けとめておいておられるのか、それをどのように県としても認識しておられるのかということをお聞きしたいと思ひます。

もう一つは、この13ページの中で、何か、言葉としてEのところ、ソフト施策による対応を含めて災害に強いまちづくりを推進していくんだというふうなことが書いてあるんですけども、このソフト対策というのは具体的にどんなことを考えておられるのかということ。

それからもう一つが、26ページになると思ひますけれども、5番目の都市計画区域マスタープランの内容というところで、最初のところ、3つに仕分けがあつて、最後のところですけど、グリーンスローモビリティというのがあります。言葉としては分かるんですけども、具体的にはどんなことを示しているのか、もう少し詳しく教えていただ

けたらと思います。

以上です。

○事務局（山口） 御質問いただき、ありがとうございます。まず1点目、武雄の新しい病院とか、消防施設、あの辺り、昔から水害が多かったのではないかと、反省踏まえないといけないんじゃないかというような御意見でございました。この辺り、もちろん開発するとき、整備するときは、調整池とかそういったものを施設ごとに設置をされておまして、もちろん水害対策、そういったものが起きないように市と県等とも一緒に検討して整備を進めているような状況でございます。確かに最近の雨というものが、計算上、必ずしも満足しているのか、調整池の容量は満足しているのかというところはあるかと思えますけれども、なかなか、調整池を広げれば広げるほど、開発する方々にとっては費用負担になったり、そういったことにも関係してきておりますので、現在の基準に応じた調整池の設置を行っているような状況でございます。

次、2つ目、具体的なソフト施策ということで御質問がございました。こちらにつきましては、ハザードマップであったりとか、最近、武雄市のほうでは3D都市モデルというものが策定されておまして、そういったものを用いまして、視覚的にどれくらいの水位が上がるのかというものを表示できるような施策も進められております。

また、これからにもなってくると思えますけれども、武雄市のほうでは、特定都市河川というものが設定をされました。その中で、例えば、水害が起きやすい地域から移転するような、そういった事業も今後進められていくのではないかと想定しております。

3つ目、グリーンスローモビリティというところで御質問がございました。こちらにつきましては、何と申しますか、ゆっくり走るバスみたいなイメージの、オープンバスみたいなイメージなんですけれども、時速10キロか20キロぐらいで乗合バスみたいなイメージで市内を循環するようなものというところで認識をしております。

以上になります。

○武藤委員 そしたら、よろしいですか。

○猪八重会長 お願いします。

○武藤委員 今、お答えいただいたことでの関連ですけど、コミュニティバスだとかいろいろ、地域ごとに充実しておられるというふうに受け止めましたけれども、そういったところが中心にグリーンスローモビリティという形に取り組んでおられるということな

んですか。それとも、市全体にそういう方向を打ち出しておられるということなんでしょうか。

○事務局（山口）　こちら、先ほど御紹介した武雄市の地域公共交通網形成計画の中に記載されておりまして、まだ具体的にどこでどのような計画というところまでは示されていないのですが、今後、恐らくこれは街なかとか、そういったところを中心にこのグリーンスローモビリティというものが整備されていくのではないかとこのように考えております。

○猪八重会長　ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

○土井委員　すみません、ちょっとよく分からなかったんですけども、この中で28ページだったか、一つは、武雄で今度大学が誘致されることになっていますが、大学の位置づけとか、このまちづくりに対してはどのような形でなされているのかというのを一つ御説明いただければと思います。

それからもう一点、27ページの下水と合併浄化槽の組合せというのが出ておりますけれども、従来から武雄は20ppm以下の非常に高度な合併処理浄化槽を使った武雄方式みたいな水処理方式を進めておられましたけれども、下水道とどういうふうに区分けを今後していけるのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、先ほど水害常襲地帯については話題が出ましたからいいです。

コンパクト・プラス・ネットワーク型ということが出ておりますけれども、ネットワーク型の交通というのは、基本的にはここに出ておりましたような車を考えてあるということでもいいんですか。

○事務局（山口）　御質問ありがとうございます。まず1点目、大学の位置づけというところなんですけれども、こちら、スライドのほうをお示ししておりますけれども、こちら4年生大学の位置づけについてというところで、本文のセクション1の(4)集約拠点地区ごとの市街地像という中に、一部JR武雄温泉駅周辺を地域拠点として位置づけ、また、駅南側の日常生活を支える医療、福祉、教育、文化、こういったところで武雄市中心部に対して教育を集約、集積していくと。また、同じくセクション3の(1)のほうにつきましても、市街地の土地利用の方針という中で、立地適正化計画と、こちら武雄市のほうで今年の3月に策定されたんですけども、その立地適正化計画の中で誘導区域と

いうものを定められております。その誘導区域の中に教育機関ということで、大学を位置づけるように設定をされておりました、都市機能の誘導に併せて土地利用の検討を行うと。こういったところで大学を位置づけるということで記載はしているところでございます。

2点目の、下水道の質問については、こちらについてはすみません、私が勉強不足で、合併浄化槽についてちょっとよく把握をしておりませんでしたので、後日、議事録等を確認させていただくときに御回答させていただければと思っております。申し訳ございません。

3点目にございましたコンパクト・プラス・ネットワークにつきまして、このネットワークの部分は車だけを対象としているのかというような御質問だったかと思えますけれども、こちらにつきましては、車だけじゃなくて、バスとか、そういった公共交通機関、先ほど申しましたコミュニティバスとか、そういったものを含めてネットワークを図っていくというようなことを位置づけているところでございます。

以上になります。

○土井委員 ありがとうございます。

○課長（天本） すみません、先ほど下水道の御質問でちょっと補足します。

一般的な話でいきますと、通常、浄化槽とか個別処理の部分と、下水道みたいな、集合処理といいますけれども、集約した処理になります。例えば、管渠を延ばすよりも個別で処理したほうが経済的とか、そういった比較検討を行いながら区域の仕分けをこの全体の下水道の計画の中でしていくような形になります。ですから、こういった都市計画関係の大まかな計画の中では、27ページに書いてありますけれども、適切に組合せながら整備をしていきますですとか、老朽化については更新をしていって、施設の適切な維持管理を図っていきますというような、そういったちょっと大まかな方向性を記載するような形になるという感じです。

○土井委員 それでは、浄化槽の件で言えば、例えば公共下水道区域になれば、当然浄化槽も将来的に切り替えをしなければいけないような形になってきますよね、下水道につながなければいけない。そういうふうな形で進めていくんですか。

○課長（天本） 今は個別のままで、一応区域の仕分けの全部を公共下水道に取り込んでいくということではなくて、個別処理のままでいくか、集合処理の中に取り込むかとい

うのは区域ごとに変更されていくというふうになると思います。

○猪八重会長　　お願いいたします。

○土井委員　　分かりました。個別的なことは多分地元で考えられるんでしょうけれども、従来、大きくいうと、大まかなゾーンが決まるとそこを全部変えなきゃいけないような形になるので、従来は先行して合併浄化槽にされた方等もその辺の負担の問題とか出てくるんだろうというふうに思いましてちょっとお伺いをしました。

それと、大学の件ですけれども、大学は、今の説明でいうと、いろんな、総合的な、何でもあるような、にぎわいのあるようなまちづくりの中に大学が位置づけされるというような感じでありましたけれども、大学を造られるところは特に用途地域とかそういうのは別に関係なくそこでやられるということですかね。ちょっとどこにできるかはっきり分からないんですけれども。

○事務局（山口）　　今、武雄アジア大学だったかと思うんですけれども、そちらの建設予定地につきましては白岩運動公園の跡地というところで予定をされております。そこにつきましては、用途地域を指定しております。

○土井委員　　そうですか。以上です。

○猪八重会長　　ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。お願いいたします。

○下田委員　　この質問がこのマスタープランの質問としてふさわしいのかどうかというのも思うんですが、これはそもそもこれから何年後まで、10年後までの計画ということなんでしょうか。

○事務局（山口）　　おおむね20年となっています。

○下田委員　　20年、分かりました。いや、先ほどの武藤委員の質問のところもとても疑問に思っていたところなんですけど、この自動運転、A I の活用、これはもうこれから必須のことであるのは間違いないと思っているんですが、どのくらいの実現性を持ってやっているのかが、もちろん武雄市のほうの計画にも書いてあるということで、分かるんですけれども、県としてこれをやっていきますというのが具体的にどのくらいの実現可能性を持って書かれているのかなというところが、知りたいというところ。あと、当然、こういったものを住民の人が使うのは、御高齢の方はやはりA I に弱いというイメージがありますが、これから10年、20年すれば当然生活とともにA I を活用していく

というのは当たり前になってくるでしょうけれども、この辺が、地域住民との密着感を考えたらどういうふうにしてあるのかなというのがいまいち見えてこないというところと、あと、13ページ、これは武雄市のマスタープランということで、西九州のハブ都市としてということなんですけど、この西九州はどのエリアぐらいのところを考えたの武雄市というふうを考えているのかというのをお尋ねしたいと思っています。

それと、これもこのマスタープランの中で話しするもの、該当するのかという疑問もあるんですけども、今後、武雄の伝統文化、都市計画の目標とともに12ページに描いていますけれども、伝統文化、交流・回遊の促進、地域振興と書いていますけれども、工業団地の誘致というのはイメージが湧いて、大事ということはわかりますが、ただ、武雄市のことをもっといろんな方に知ってもらって、これから外からのお客さんにも当然来てほしいわけで。であれば、大型のホテルの誘致とか、そういったものも視野に入れないとないんじゃないかなと思うんですけども、そういったところはこの計画の中に具体的に書き込むことは厳しいんでしょうけれども、県としてどういったイメージを持ってあるのかというのを伺いたいと思います。

○事務局（山口） 御質問ありがとうございます。

1点目の、先ほど御説明したグリーンスローモビリティ等についての実現可能性についてはというような御質問だったかと思いますがけれども、このマスタープランについては具体的な整備の方向性とか大まかな方針を示すものとなっております、具体的にいつ実現可能性があるのか、そういった具体的なところまでは実際うたってはおりません。実際、武雄市のほうがどれくらいのイメージを持たれているのかというところまでは、把握をしておりませんが、今後、検討される状況を見ながら確認をしていきたいと思っております。

続きまして、2点目、西九州のハブ都市という表現につきまして、どの辺までをイメージされているのかという御質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、おおむね武雄を中心とした長崎とか佐世保とか、そういった西九州の範囲というところの玄関口と、そういったところを踏まえてハブ都市というところで設定を考えているようなところでございます。

3点目、伝統文化、そういったものも必要なんですけれども、大型ホテル等、その辺の誘致、外から来る観光客等についての対応というところで御質問があったかと思いま

す。こちらにつきまして、県としてはどうかという御質問があったんですけども、私としては武雄も武雄温泉であったりとか、今後大学も誘致されるというようなところも踏まえまして、そういったものの誘致も必要ではないかというふうには考えておりますけれども、なかなか立地適正化計画というものを武雄市のほうも策定をされまして、武雄市中心でそういったところにいろんな機能を集積するというようなところを踏まえていくと、郊外とか空いているところにどんどんホテルを建てていくようなものではなくて、中心地にそういったものも建てていくような計画になっていくのではないかというふうに考えております。

以上になります。

○猪八重会長 そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。じゃ、福島委員、お願いします。

○福島委員 この資料の中で、用途地域の指定等はしないというふうに書いてあるんですけども、それはそういうことで大丈夫というお考えなんですか。その理由を教えてくださいいただければと思います。

○事務局（山口） 武雄市は用途地域は指定をされておりますので、すみません、用途地域を指定しない……

○猪八重会長 それは区域区分の話じゃないですか。

○事務局（山口） 区域区分はしない理由ということでしょうか。

○猪八重会長 しなくても大丈夫かということですよ。

○福島委員 はい、そうです。

○事務局（山口） 区域区分をしなくても大丈夫かということですね。区域区分につきましては、武雄市において用途地域が指定されておりますので、無秩序に市街化がどんどん進んでいくというようなこともないのではないかと、また、平野部については農用地が設定をされておりますので、どんどん市街地が拡大していくようなこともないのではないかと、このところで区域区分は行わないというふうに考えております。

○福島委員 分かりました。

○岩永委員 令和3年の浸水範囲というふうに、7ページのほうに書いてあるんですけども、マスタープランは今後30年を目標にということでおっしゃったんですけども、多分最近の雨の降り方とかを考えると、排水関係というのは急いでいく内容だと思うん

ですね。それで、今、23ページにありますように、田んぼダムとかという部分、何々ヘクターとかとあるんですけれども、実際今、令和3年度の浸水量を解消するまでにはどれぐらいかかるんですかね。六角川自体、満潮の時期だと排水が無理だとかいろいろ、この時期に言われていたことがあったと思うんですけれども、田んぼダムだけじゃなくて、そういう排水施設というか、何かそういったものというのは、今後計画はあられるのかなと。

○事務局（山口） 御質問ありがとうございます。

令和3年度の浸水範囲ということで、こちら示しておりますけれども、今後、国のほうで整備を進められていくということ、国だけでなく県も含めて整備を進められていくということになっておりますけれども、計画されている整備が全部完了したとしても、その浸水が全部解消されるということではないというふうに聞いております。今後、いろんな流域治水の考えに基づいて整備が進められていくところですが、浸水がゼロになるということはないところで、その田んぼダムとか、これからどんどん推進されていくとは思いますが、これはには当然、農家の方に御協力いただかないといけないんですけれども、そういったものの整備を進めていく上で浸水被害を少しでも減らしていけるような取組が進められていくものだと考えております。その田んぼダムの効果がどれくらいと言われるとなかなかちょっと、一概に、どれだけ浸水範囲が少なくなったかというのを示すのはなかなか難しいものではないのかなと思っておりますけれども、今後、対策が進んでいけば、この浸水範囲も小さくなっていくのではないかとこのように考えております。

以上です。

○猪八重会長 よろしいでしょうか。お願いいたします。

○岩永委員 その浸水に関してなんですけれども、やはり個人でどうしてもそこにしか家を建てれないという方はやっぱり個人的に出てくると思うんですよね。そういったときに、もちろん予算があれば、地盤を高めるだったりとか、別のところに行くということができると思うんですけれども、やっぱりそういった人、そこにしか建て直しができないとか、そこにしかやっぱり住めないんだよねという方々のためにも、そういった浸水を2年続けて床上来ましたという方も実際いらっしゃるの、まずはそちらのほうと、あとまた、農業をされている方に関しても、やっぱり農産物が水に浸かってしまうとい

うのも、どうしても土地柄しようがないところではあるんでしょうが、そういったものも早急に含めて、マスタープランのほうに具体的に入れていただけたらと思います。

○猪八重会長 ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。

ちなみに、6月に案の公示縦覧を行っておりますけど、特段御意見とかはなかったという理解でよろしいですかね。

○事務局（山口） はい。

○猪八重会長 承知しました。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特になければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○猪八重会長 それでは、御意見も大体出尽くしたようですので、評決のほうを行いたいと思います。

第1号議案 武雄都市計画区域における整備、開発及び保全の方針の変更（県決定）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○猪八重会長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決された旨を答申いたします。

それでは、本日予定した議事は全て終了しました。円滑な議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（岩橋） 委員の先生方、貴重な御意見、また、御審議のほうをありがとうございました。

本日の議事録につきましては、10日後くらいに事務局のほうから確認のために、議事録のほうを送付させていただきます。修正等ございましたら、事務局のほうまで御連絡いただければと思います。

それでは、本日の審議会はこれで閉会をいたします。皆様どうもありがとうございました。

午後3時0分 閉会